令和２年１１月４日

埼玉県県南東部交通圏タクシー準特定地域協議会書面開催について

　標記について、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成２１年法律第６４号）に基づく埼玉県県南東部交通圏タクシー準特定地域協議会を下記のとおり書面開催することとなりましたので、協議会設置要綱第５条第１４項及び第５条第１６項の規定に基づき公表します。

　なお、新たに協議会の構成員として参画されたい方は、開催日の３日前（１１月１３日金曜日）までに下記の問い合わせ先へお申し出下さい。

－記－

１．協議開始日　　　　　令和２年１１月１６日（月）

２．協議方法　　　　　　書面協議

３．予定している議題　（１）埼玉県県南東部交通圏タクシー準特定地域協議会

設置要綱の変更について

　　　　　　　　　　　　　（２）埼玉県県南東部交通圏タクシー準特定地域協議会

準特定地域計画の作成について

　　 ※　当該交通圏は、準特定地域として平成２６年１月２７日から平成３０年９月

　　　　　３０日まで指定、平成３０年１０月１日に指定解除されていましたが、令和

　　　　　２年１０月１日に再指定されたものです。

問い合わせ先

埼玉県県南東部交通圏タクシー準特定地域協議会事務局

一般社団法人埼玉県乗用自動車協会

担当：高原、遠藤

電話：０４８－８６３－６４３１